

公益財団法人 大堀秀夫記念育英財団
役員等の報酬等の支給の基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大堀秀夫記念育英財団(以下「この法人」という)定款第30条の規定に基づき、この法人の役員の仕事年度の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬等の区分)

第2条 役員は、常勤理事(常勤である理事をいう。以下同じ)にあつては月額報酬とし、非常勤役員(常勤理事以外の理事及び監事)については、日当とする。金額については別表に定める。

- 2 常勤理事及び非常勤役員の退職に当たっては、退職慰労金を支給することができる。
- 3 1項に定める報酬のほか、常勤理事には、月額で通勤手当を支給することができる。

(退職慰労金の支給)

第3条 退職慰労金は円満に勤務し任期満了となった役員もしくは辞任または死亡により退任した役員に支給するものとし、死亡により退任した役員についてはその遺族に支払うものとする。

- 2 退職慰労金の額は、次の方法により算出した額とする。

「退職慰労金算定基礎月額」×「在職年数」×「係数」

ただし、任期満了の日またはその翌日において再び同一役員に選任されたときは、その役員の退職慰労金の支給については、引き続き在職したものとみなす。役職を異にする役員に選任されたときも同様とする。引き続き在職したものとみなされた役員の退職慰労金の額は、異なる役職ごとの在職期間1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの退職慰労金算定基礎月額にそれぞれの在職月数と支給係数を乗じて得た額の合計額とする。

- 3 前項に規定する退職慰労金算定基礎月額は、退職時において、現に支給を受けている月額報酬を超えない範囲で、理事会が決める額とする。
- 4 第2項に規定する在職月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは、1月とする。
- 5 2項に規定する支給係数は、別表によるものとし、理事会において業績等に応じて決定するものとする。特に功労があったと認められる場合、退職慰労金を加算することができる。

(月額報酬及び賞与の算定方法)

第4条 常勤理事の月額報酬は、別表に定める範囲内において、理事会で決定する。

- (ア) 新たに常勤理事に就任した者には、日割り計算により、その日から月額報酬を支給する。
- (イ) 常勤理事が退職し、又は解任された場合には、日割り計算により、その日までの月額報酬を支給する。
- (ウ) 常勤理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- (エ) 月額報酬の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(通勤手当の算定方法)

第5条 通勤手当の月額は、通常の合理的な経路で公共交通機関を使用した場合の交通費相当額とする。

- (オ) 月の中途において常勤理事が就任し、退職し又は解任された場合においても、日割り計算を行い、通勤手当を支給する。

(日当の算定方法)

第6条 非常勤役員の日当の額は、別表に定める範囲内において、理事会で決定する。

(支給方法)

第7条 役員の報酬及び通勤手当は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

- (カ) 役員がその報酬及び通勤手当につき本人名義の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。
- (キ) 役員の報酬及び通勤手当の支給日は、この法人の職員給与規程に準ずる。

(変更)

第8条 この規程は、評議員会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1(役員の報酬額及び日当額)

役員の区分	報酬額	日当額
常勤理事	月額限度30万円	なし
非常勤役員	なし	都度上限3万円 (電磁的会議は除く)

別表2(退職慰労金の支給係数)

勤続年数	支給係数
在職3年以上	100分の50以内

附 則 この規程は、平成24年6月16日より施行する。

附 則 この規程は、平成25年6月15日より施行する。

附 則 この規程は、令和5年6月17日より施行する。